

児童生徒に対する体罰等における懲戒処分等の指針

平成 25 年 10 月 1 日
高知県教育委員会

1) 基本事項

この指針は、高知県教育委員会の任命にかかる教職員の児童生徒に対する体罰等の非違行為における、標準的な懲戒処分又は指導上の措置（以下「懲戒処分等」という。）の量定を示したものである。

具体的な量定の決定は、以下の点を総合的に考慮のうえ判断する。したがって、個別の事案の内容によっては、標準例に挙げる量定以外とすることもあり得る。

- 1 非違行為の動機、態様及び被害の大きさ
- 2 故意又は過失の度合い
- 3 非違行為を行った教職員の職責
- 4 児童生徒、保護者、他の教職員又は社会に与える影響
- 5 過去の非違行為歴
- 6 日頃の勤務態度
- 7 非違行為後の対応

なお、体罰等を繰り返して行っていた場合や事実を隠蔽した場合は量定を加重する。

また、標準例に挙げられていない非違行為についても、懲戒処分等の対象となり得るものであり、それらについては、標準例の取扱いを参考に判断するものとする。

2) 児童生徒に対する体罰等の標準例

下記 1 及び 2 の体罰等については、原則標準例に沿った処分を行うこととする。

なお、量定を判断するには、児童生徒の被害の状況を一番に考慮するものとする。

1 体罰

(1) 死亡等

ア 体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員は、免職又は停職とする。

(2) 傷害

イ 体罰を加えたことにより、児童生徒に重傷を負わせた教職員は、停職又は減給とする。

ウ 体罰を加えたことにより、児童生徒に軽傷を負わせた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

(3) その他

エ 上記ア～ウの場合以外で、児童生徒に体罰を加えた教職員に対しては、減給、戒告又は指導上の措置を行う。

2 尊厳を損なう行為

児童生徒に対し、暴言等不適切な指導を行い、精神的苦痛を与えた教職員に対しては、停職、減給、戒告又は指導上の措置を行う。

※ 暴言等とは、心情を傷つける乱暴な言葉、存在を無視すること、心情を傷つけるような噂を広めることなどの行為をいう。

3) 管理監督者の責任

管理監督の地位にある者に対して、部下教職員の非違行為について、その管理監督責任を確認し、将来を戒めるための懲戒処分又は指導上の措置を行う場合がある。